

日本国憲法・朗読CDについて

<CDのご利用方法>

本CDは上諭、前文に続いて日本国憲法の全条文が第1条から順に朗読されています。

テンポのよいBGMを背景に、小林麻耶アナウンサーが正確に、また明るくさわやかな声で読み上げる憲法条文は、飽きることなく反復して聴くことができます。

さらに、条文ごとに細かくトラック分割がされておりますので(Track List 参照)、お聴きになりたい条文にすばやく移動することや条文をリピートすること、また資格試験受験者の方には、必要な条文を選んで自分オリジナルの憲法教材としてご利用いただくこともできます(カスタマイズ方法参照)。

Track List

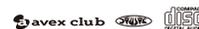
Track 1	上諭／前文 第1条	26	第26条	52	第52条	78	第78条
		27	第27条	53	第53条	79	第79条
2	第2条	28	第28条	54	第54条	80	第80条
3	第3条	29	第29条	55	第55条	81	第81条
4	第4条	30	第30条	56	第56条	82	第82条
5	第5条	31	第31条	57	第57条	83	第83条
6	第6条	32	第32条	58	第58条	84	第84条
7	第7条	33	第33条	59	第59条	85	第85条
8	第8条	34	第34条	60	第60条	86	第86条
9	第9条	35	第35条	61	第61条	87	第87条
10	第10条	36	第36条	62	第62条	88	第88条
11	第11条	37	第37条	63	第63条	89	第89条
12	第12条	38	第38条	64	第64条	90	第90条
13	第13条	39	第39条	65	第65条	91	第91条
14	第14条	40	第40条	66	第66条	92	第92条
15	第15条	41	第41条	67	第67条	93	第93条
16	第16条	42	第42条	68	第68条	94	第94条
17	第17条	43	第43条	69	第69条	95	第95条
18	第18条	44	第44条	70	第70条	96	第96条
19	第19条	45	第45条	71	第71条	97	第97条
20	第20条	46	第46条	72	第72条	98	第98条
21	第21条	47	第47条	73	第73条	99	第99条
22	第22条	48	第48条	74	第74条		第100条
23	第23条	49	第49条	75	第75条		第101条
24	第24条	50	第50条	76	第76条		第102条
25	第25条	51	第51条	77	第77条		第103条

カスタマイズ方法

本CDから必要な条文を再編集するには、iTunes等のメディアプレーヤーがインストールされたパソコンに、本CDコンテンツをインポートしてください。必要なトラックを選んでプレイリストを作れば、カスタマイズが完了します。

CDDB(CD Data Base)対応のメディアプレーヤーでは、トラックの「名前」に条文番号が自動的に表示されますので、より簡単にトラックを選択できます。

AQC1-76071 MADE IN TAIWAN / STEREO エイベックス・マーケティング株式会社
phone0120-85-0095(平日 11:00 ~ 18:00) avex 携帯サイト & PC サイト : URL 直接入力 <http://avex.jp/>
©2014 AVEX MARKETING INC. MANUFACTURED BY AVEX MARKETING INC.



このCDを権利者の許諾なく貸貸業に使用すること、また個人的な範囲を超える使用目的で複製すること、ネットワーク等を通じてこのCDに収録された音を送信できる状態にすることは、著作権法で禁じられています。

(取り扱い上のご注意) ■ディスクは両面とも、指紋、汚れ、キズ等を付けないよう取り扱って下さい。 ■ディスクが汚れたときは、メガネ拭きのような柔らかい布で内周から外周に向かって放射状に軽く拭き取って下さい。レコード用クリーナーや洗剤等は使用しないで下さい。 ■ひび割れや変形、又は接着剤等で補修したディスクは、危険ですから絶対に使わないで下さい。 (保管上のご注意) ■直射日光の当たった場所や、高温、多湿の場所には保管しないで下さい。



目次

2 齋藤孝さんインタビュー

10 声に出して読んでみよう日本国憲法

12 上論

12 前文

14 第一章「天皇」

18 第二章「戦争の放棄」

20 第三章「国民の権利及び義務」

36 第四章「国会」

48 第五章「内閣」

58 第六章「司法」

64 第七章「財政」

70 第八章「地方自治」

74 第九章「改正」

75 第十章「最高法規」

78 第十一章「補則」

82 Coffee Break 小林麻耶さん撮影&レコーディング日記

83 対談 小林麻耶 × 木山泰嗣

92 今だから知りたい憲法の？を、みんな聞いてちゃいます。

緊急座談会

上智大学「法ガールズ」5人の手に日本の未来は託された!!

●日本国憲法の条文について..本書では、原文では旧字・旧仮名遣いである憲法条文を、どなたでも気軽に読みたいだけのように現代の漢字(新字)と仮名遣いへ変更いたしました。またほとんどの漢字にふりがな(ルビ)を振りました。本書掲載の憲法条文とふりがなは、ホームページサイト「みんなの知識 ちよっと便利帳」(<http://www.kenchichou.org/>)より許諾を得て転載させていただきました。ここに記して御礼申し上げます。細心の注意をもって校正いたしました。本書の憲法条文に誤りがある場合は、その責は編者にあります。

【原文との違いの例】「のやうに」↓「のよう」↓「いづれ」↓「いずれ」↓「であつて」↓「〜であつて」↓「行ふ」↓「行う」↓「ある」↓「いる」↓「試練」↓「訓練」

●「ざっくり口語訳」について 執筆||中央経済社法律編集部・日本国憲法はその原文の持つ意義をしつかりと理解することが重要であり、また各条項にはさまざまな見方や解釈があるところですが、本書では初めて憲法に触れる小学生でもその大まかな趣旨が理解でき、というところを念頭に、あえて憲法を意識した「ざっくり」を掲載しました。ざっくりの性質上、正確ではなく、異論や反論もあるかもしれませんが、ご家庭や職場などで憲法を話題にされる際の理解の一助になりましたら幸いです。ざっくり各条冒頭の「見出し」について、第1条、第99条までは『社会保険労務六法(平成26年版)』(中央経済社刊)より転載、また、第100条、第103条は『六法全书(平成25年版)』(有斐閣刊)より許諾を得て転載させていただきました。ここに記して御礼申し上げます。

●「しつかり解説」について 執筆||弁護士木山泰嗣..憲法はわたしたちの国のルールを定めた基本法です。文章で書かれたルールブックは、「解釈」という名の「読み方」により、捉え方も変わります。それが論点であり見解の相違です。憲法の読み方にもさまざまな考えがあります。本書では、そうした議論の解説は目的にいたしません。「ふだん憲法なんて読まないよ」という方のための最初の「入口」になればと思ひ、基礎的かつコンパクトな解説を心がけました。

日本国憲法

昭和二十二年以来、日本国
憲法とともに歩んできた
時代を写真で振り返りな
がら、憲法条文をお読み
ください。



第一章

天皇

第一条

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第二条

皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第三条

天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負う。

第四条

①天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない。

ざっくり

第1章
天皇について

第1条「天皇の地位・主権在民」
天皇は日本のシンボル（象徴）です。日本国の主人公は私たち国民です。

第2条「皇位の継承」
天皇になれるのは天皇のファミリーだけです。

第3条「天皇の国事行為と内閣の責任」
内閣は天皇のお仕事を助けます。
※内閣→第5章

第4条「天皇の権能」
天皇は政治には口を出しません。

しっかり

大日本帝国憲法（明治憲法）では、主権者は「天皇」であり、国民は「臣民」とされてきました。主権とは、国のあり方を決める根拠のことです。

「男系の男子」が皇位を継承するとあり、女子や女系が天皇になれない皇室典範1条を改正すべきという議論があります。

天皇は「主権者」ではなく「象徴（シンボル）」です。国事行為を行う場合でも内閣の助言・承認が必要です。

主権者ではなく象徴である天皇が行えるのは、日本国憲法が定める国事行為（7条）のみです。

② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第五条

皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行う。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第六条

① 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。
② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七条

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行う。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。
- 三 衆議院を解散すること。

第5条〔摂政〕
摂政という人が天皇のかわりをする場合があります。

第6条〔総理大臣・最高裁判所長官の任命〕
天皇のお仕事のひとつは、総理大臣と最高裁判所長官になる人をはつきりさせることです。

第7条〔天皇の国事行為〕
さらに天皇のお仕事には次のものがあります。
・国の大事な決まりができた（変わった）ことを国民に知らせること。

・国会議員を呼び集めること。
・国会の衆議院をいったん終わりにすること。

日本国憲法が施行されてから、摂政が実際に置かれたことはありません。

行政府のトップである内閣総理大臣、司法府のトップである最高裁判所長官は、天皇が任命をします。

象徴である天皇が行える国事行為は、ここに挙げられたものになります。憲法改正の公布（1号）はもちろん、法律の公布（1号）、国会の召集（2号）、衆議院の解散（3号）なども、天皇の名前で行われます。意外と知らな

第十三条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条

① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けざる者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条

① 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

第13条「個人の尊重とその限界」一人ひとりが大切にされること、みんなが幸せになること。政治や法律はそのことを一番に考えていきます。

第14条「法の下における平等」人はいろいろ違いはあつても、法律ではみんな同じと考へます。だからとだれかを比べることはしません。男か女か、とか、お金持ちかどうか、えらい人かどうか関係ありません。

第15条「公務員選挙、投票の秘密」国会議員は選挙で選びます。選挙ができるのは成人になった大

後段の権利を「幸福追求権」といい、憲法に規定のない「新しい人権」(プライバシー権など)の根拠になります。

華族はこの規定で廃止になりました。一票の価値や、非嫡出子(婚外子)の相続分が嫡出子の2分の1とされていた民法の規定などの裁判で問題とされた条文です。

すべての公務員を選挙するということではなく、国会議員を選挙で選ぶということです。選挙の

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない。

第十六条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

人です。選挙ではだれを選んでもかまいません。国会議員は国民みんなのために働きます。

原則が規定されています（普通選挙、直接選挙、秘密投票等）。

第16条（「請願権」）
国やお役所に、助けてほしいことや新しく作ってほしい法律などをお願いすることができます。

請願権は、古くは直訴などと呼ばれたものです。「平穩」と「差別待遇も受けない」がポイントです。

第17条（国・公共団体の賠償責任）
お役所の人の間違いや失敗で損害をしたときには返してほしいと言ふことができます。

公務員の行為について国が責任を負わない時代もありましたが（国家無答責の法理）、いまは違います。国家賠償法に規定があります。